

次期「三重県教育ビジョン」中間案(修正版)新旧対照表(案)

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|----------------|--|---|---------------------------|
| 1 | はじめに (1頁) | 1 教育ビジョンの策定の趣旨 ・また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。 | 1 教育ビジョンの策定の趣旨 また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や <u>不登校児童生徒への支援</u> 、子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。 | ○パブコメ(1) |
| 2 | はじめに (1、2頁) | 1 教育ビジョンの策定の趣旨 本ビジョンにおいては、 <u>三重の教育宣言</u> で掲げた基本理念を継承しつつ、 <u>新たな課題等に対応していくための指針</u> として、新しい「 <u>三重県教育ビジョン(仮称)</u> 」を策定しました。 4 教育ビジョンの計画期間 <u>10年先を見据えた4年間(令和2(2020)年度から令和5(2023)年度)</u> とします。 | 1 教育ビジョンの策定の趣旨 三重の教育宣言で掲げた基本理念を継承しつつ、 <u>社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていくための指針</u> として、新しい「 <u>三重県教育ビジョン(仮称)</u> 」を策定しました。 4 教育ビジョンの計画期間 令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とします。 | ○県議会意見(1) ○パブコメ(6) |
| 3 | はじめに (1頁) | | <u>三重の教育宣言</u> ○ <u>子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。</u> ○ <u>将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。</u> ○ <u>教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。</u> ○ <u>私たちは子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を身につけて欲しいと願っています。</u> | ○記載内容の充実 |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|---------------------------|--|--|----------|
| | | | <p>○ 私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という想いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。</p> <p>(平成 28 年 4 月)</p> | |
| 4 | はじめに (2 頁) | <p>2 教育ビジョンの位置づけ</p> <p>この「<u>三重県教育ビジョン(仮称)</u>」は、<u>三重の教育の基本的な方針や教育施策について示した「三重県教育施策大綱」</u>をふまえた計画であるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する、本県の「<u>教育の振興のための施策に関する基本的な計画</u>」として位置づけます。</p> | <p>2 教育ビジョンの位置づけ</p> <p>「<u>三重県教育ビジョン(仮称)</u>」は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する、本県の「<u>教育の振興のための施策に関する基本的な計画</u>」として位置づけます。</p> <p>「<u>三重県教育施策大綱</u>」の対象範囲は<u>就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体に及びます。この「三重県教育ビジョン(仮称)」は、学校教育を中心とした施策等(下記3「教育ビジョンの対象範囲」参照)に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものとなります。</u></p> <p><u>また、「三重県教育ビジョン(仮称)」は、本県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」における教育分野の施策を推進していくための計画です。こうしたことから、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(計画期間は令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度まで)に掲げた教育関係施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものとなります。</u></p> | ○県議会意見 |
| 5 | 1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (4 頁) | <p>5 グローバル化の進展</p> <p>○ 本県における外国人住民数は平成 30(2018)年末時点で <u>50,612 人</u>と県人口の <u>2.77%</u>を占め、全国 4 位の外国人比率となっています。</p> | <p>5 グローバル化の進展</p> <p>○ 本県における外国人住民数は平成 31(2019)年 1 月時点で <u>50,643 人</u>と県人口の <u>2.78%</u>を占め、全国 4 位の外国人比率となっています。</p> | ○記述内容の精査 |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--------------------------|--|--|-----------------------|
| 6 | 1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (6頁) | 11 教職員を取り巻く環境 ○(前略)教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されています。 | 11 教職員を取り巻く環境 ○(前略)教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、 <u>国においては、教員の時間外労働を月45時間、年360時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されています。</u> こうしたことに対応し、 <u>長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。</u> | ○県議会意見(2) ○パブコメ(9) |
| 7 | 1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (6頁) | 11 教職員を取り巻く環境 ○(前略)学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが難しくなっています。 | 11 教職員を取り巻く環境 ○(前略)学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが求められています。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 8 | 1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (6頁) | | 11 教職員を取り巻く環境 ○ <u>新しい学習指導要領や学校現場における多様化・複雑化する課題等に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。</u> | ○記載内容の充実 |
| 9 | 2 三重の教育における基本方針 (7頁) | (略) | (略) | 大綱(中間案修正版)との整合 |
| 10 | 3 教育ビジョンに込める想い (11頁) | (前文) 子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「 <u>三重の教育における基本方針</u> 」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。 | (前文) 子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「 <u>三重の教育宣言</u> 」の考え方を継承するとともに「 <u>三重の教育における基本方針</u> 」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|---|--|--|-------------------------|
| 11 | 3 教育ビジョンに込める想い (12頁) | 3 「オール三重」による教育の推進 ○ 行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協力の基盤となる県民から信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組めます。 | 3 「オール三重」による教育の推進 ○ 行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民から信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組めます。 | ○教育施策大綱との整合 |
| 12 | 基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 (16頁) | 数値目標(指標の説明) 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 13 | (1)学力の育成 (17頁) | 現状と課題 ④ <u>学習指導要領で求められている力を適切に評価するため、大学入学者選抜改革では、記述式問題を含めた「大学入学共通テスト」の令和2年度からの導入と個別大学の入学者選抜改革を通じて、受験生の資質・能力を多面的・総合的に評価する入試に転換していくとされており、学校現場での指導の改善が求められています。</u> | 現状と課題 ④ <u>学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力等を向上させるため、課題を発見し解決につなげていく過程を重視した学習により、深い学びが実現されるよう、学校現場での指導の改善が求められています。</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 14 | (1)学力の育成 (18頁) | ① <u>学習・指導方法の充実</u> ・小中学校において、 <u>基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。</u> | ① <u>学習・指導方法の充実</u> ・小中学校において、 <u>子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。</u> | ○子どもの意見 ○第三次行動計画との整合 |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--------------------------|---|---|---------------------------|
| 15 | (1)学力の育成 (18頁) | 注釈1 (前略)「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて考える中で、問題を解決したり、 <u>思いを深めたりすること。</u> | 注釈1 (前略)「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて <u>周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 16 | (1)学力の育成 (18頁) | 数値目標(指標) 全国学力・学習状況調査における本県の <u>児童生徒</u> の学力の伸び | 数値目標(指標) 全国学力・学習状況調査における本県の <u>子どもたち</u> の学力の伸び | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 17 | (1)学力の育成 (18頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 18 | (2)外国人児童生徒教育の推進 (19頁) | 現状と課題 ② これまで本県では、外国人の <u>子どもたち</u> の就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。(後略) | 現状と課題 ② これまで本県では、外国人の <u>子ども</u> の就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。(後略) | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 19 | (2)外国人児童生徒教育の推進 (19頁) | 注釈1 <u>外国人児童生徒</u> :外国人児童生徒には、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。 <u>このことも視野に入れ、外国人児童生徒の教育を進める。</u> | 注釈1 <u>外国人児童生徒</u> /外国人の <u>子ども</u> :日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 20 | (2)外国人児童生徒教育の推進 (20頁) | ② 日本語指導、適応指導の充実 ・ 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が進められるよう、教材・マニュアルの普及啓発に努めます。 | ② 日本語指導、適応指導の充実 ・ 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が <u>市町において</u> 進められるよう、 <u>県が作成した教材・マニュアル</u> の普及啓発に努めます。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--------------------------|--|---|---------------------------|
| 21 | (2)外国人児童生徒教育の推進 (20頁) | ④ 進路選択への支援 ・ 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、 <u>子どもたちが希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができる</u> よう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。 | ④ 進路選択への支援 ・ 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 22 | (2)外国人児童生徒教育の推進 (20頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置付けた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている学校の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置付けた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 23 | (3)幼児教育の推進 (22頁) | ① 幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・ 遊びや多様な体験活動とおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する実践研究を進め、その実践事例の普及啓発を <u>図ります</u> 。 | ① 幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・ 遊びや多様な体験活動とおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する実践研究を進め、その実践事例の普及啓発を <u>図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます</u> 。 | ○第三次行動計画、教育施策大綱との整合 |
| 24 | (4)人権教育の推進 (24頁) | 数値目標(指標) 人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった <u>子ども</u> の割合 | 数値目標(指標) 人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった <u>子どもたち</u> の割合 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|------------------------------|--|--|-------------------------|
| 25 | (4)人権教育の推進 (24 頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「 <u>思う</u> 」と回答した生徒の割合。 | 数値目標(指標の説明) ※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「 <u>思う</u> 」、「 <u>どちらかといえば思う</u> 」と回答した生徒の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 26 | (5)道徳教育の推進 (26 頁) | 数値目標(指標) 道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている <u>学校</u> の割合 | 数値目標(指標) 道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている <u>小中学校</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 27 | (5)道徳教育の推進 (26 頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>道徳科の授業において、授業を公開するなどの家庭や地域社会と連携した取組を行っている学校</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ <u>道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校</u> の割合 | ○第三次行動計画との整合 |
| 28 | (6)読書活動・文化芸術活動の推進 (27 頁) | めざす姿 子どもたちが、自ら読書に親しむことを通じて、多様な考えや価値観に触れ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいます。(後略) | めざす姿 子どもたちが、自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考えや価値観に触れ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいます。(後略) | ○子どもの意見 ○第三次行動計画との整合 |
| 29 | (6)読書活動・文化芸術活動の推進 (28 頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 「 <u>学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか</u> 」という質問に対して、「 <u>10分以上</u> 」と回答した <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 「 <u>学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか</u> 」という質問に対して、「 <u>10分以上</u> 」と回答した <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 30 | (7)体力の向上と学校スポーツの推進 (29 頁) | 現状と課題 ⑤ <u>令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・とこわか大会</u> といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。 | 現状と課題 ⑤ <u>令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会</u> といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-----------------------------|--|---|-----------------------|
| 31 | (7)体力の向上と学校スポーツの推進 (30頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 32 | (7)体力の向上と学校スポーツの推進 (30頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査の質問に「思う」と回答した <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査の「 <u>授業以外でも運動やスポーツをしたいと思えますか</u> 」という質問に「思う」と回答した <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 33 | (8)健康教育・食育の推進 (32頁) | ③ <u>事故や感染の予防体制・相談体制の確立</u> ・ 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の <u>確立</u> に取り組みます。 | ③ <u>事故や感染の予防体制・相談体制の充実</u> ・ 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の <u>充実</u> に取り組みます。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 34 | (8)健康教育・食育の推進 (32頁) | ⑤ <u>ライフデザインの促進</u> ・ 子どもたちが、 <u>妊娠・出産等の性に関する正しい知識を身につけて行動し、家庭を築くことや、子育ての意義について考えるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。</u> | ⑤ <u>ライフデザインの促進</u> ・ 子どもたちが、 <u>家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。また、子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動において性に関する指導を行うとともに産婦人科医等による講習を実施します。</u> | ○パブコメ(62、66) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-----------------------------|---|---|-----------------------|
| 35 | (8)健康教育・食育の推進 (32頁) | ⑥ 食に関する指導の充実 ・ 子どもたちが、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。 | ⑥ 食に関する指導の充実 ・ 子どもたちが、栄養や食事のとり方、 <u>食料の大切さ</u> 等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。 | ○パブコメ(70) |
| 36 | (8)健康教育・食育の推進 (32頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している <u>小学校・特別支援学校(小学部)</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している <u>公立小学校および県立特別支援学校(小学部)</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 37 | (1)主体的に社会を形成する力の育成 (36頁) | ② 実社会で必要とされる力の育成 ・ 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費(エシカル消費)など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、 <u>発達段階</u> に応じた消費者教育を体系的に推進します。 | ② 実社会で必要とされる力の育成 ・ 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費(エシカル消費)など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、 <u>子どもたちの発達段階</u> に応じた消費者教育を体系的に推進します。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 38 | (2)キャリア教育の充実 (38頁) | 現状と課題 ③ <u>外国人生徒</u> や発達障がいのある <u>生徒</u> が増加している中、将来地域で自立して生活していこうとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。 | 現状と課題 ③ <u>外国人の子どもたち</u> や発達障がいのある <u>子どもたち</u> が増加している中、将来地域で自立して生活していこうとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 39 | (2)キャリア教育の充実 (38頁) | ⑤ 特別な配慮が必要な <u>生徒</u> へのキャリア教育の推進 | ⑤ 特別な配慮が必要な <u>子どもたち</u> へのキャリア教育の推進 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|------------------------|--|---|-----------------------|
| 40 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | ① 国際交流および多文化共生教育の推進 ・ 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。 | ① 多文化共生教育の推進 ・ 国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 41 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | ② 英語教育の推進 ・ 新学習指導要領の趣旨や大学入学者選抜改革の動向をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り・発表)」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。 | ② 英語教育の推進 ・ 新学習指導要領の趣旨をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り・発表)」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 42 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | ④ チャレンジ精神の育成 ・ 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、 <u>高校生</u> が地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論しながら、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。 | ④ チャレンジ精神の育成 ・ 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、 <u>子ども</u> たちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論するなど、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 43 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | 数値目標(指標) 日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる <u>生徒</u> の割合 | 数値目標(指標) 日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる <u>高校生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 44 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した <u>生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した <u>県立高校生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 45 | (3)グローバル教育の推進 (40頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした <u>児童生徒</u> の割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした <u>公立小中学生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-----------------------------------|--|--|---------------------------|
| 46 | (4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (41頁) | 現状と課題 ⑤ 子どもたちがインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする <u>機会が増えています。</u> | 現状と課題 ⑤ <u>スマートフォンの普及が進み、子どもたちがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする危険が増えています。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 47 | (4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (42頁) | ④ プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成 ・ <u>人々の生活を便利で豊かなものになっているプログラミングの働きについて、各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして理解することにより、情報手段を適切に活用していく力を育成します。</u> | ④ プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成 ・ <u>各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものになっているプログラミングの働きやよさについて気づきを促し、コンピュータを活用して問題を解決する態度や情報手段を適切に活用していく力を育成します。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 48 | (4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (42頁) | ④ プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成 ・ <u>情報安全や情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを始めとしたインターネットの適正利用やフィルタリングの普及促進について、広報啓発活動等の取組を推進します。</u> | ④ プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成 ・ <u>情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを始めとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 49 | (4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (42頁) | 数値目標(指標) 実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った <u>学校の数</u> | 数値目標(指標) 実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った <u>高等学校の数</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 50 | 基本施策3 特別支援教育の推進 (44頁) | 基本施策のめざす姿 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが <u>交流等</u> をとおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。 | 基本施策のめざす姿 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのない子どもたちが <u>行事等</u> の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。 | ○パブコメ(84) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-------------------------------|---|--|--|
| 51 | (1)一人ひとりの学びを支える教育の推進 (45頁) | 注釈1 合理的配慮:26ページ参照。 | 注釈1 合理的配慮:24ページ参照。 | ○パブコメ(90) |
| 52 | (1)一人ひとりの学びを支える教育の推進 (45頁) | ② 切れ目ない支援体制の充実 ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、 <u>支援情報ファイル</u> を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。 ・ 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLMと個別の指導計画」により得られた内容等を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。 | ② 切れ目ない支援体制の充実 ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、 <u>パーソナルファイル</u> を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。 ・ 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLMと個別の指導計画」等により得られた内容を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。 | ○パブコメ(91) ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 53 | (1)一人ひとりの学びを支える教育の推進 (46頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 通常学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した <u>学校の割合</u> | 数値目標(指標の説明) ※ 通常学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した <u>公立小中学校の割合</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 54 | (1)一人ひとりの学びを支える教育の推進 (46頁) | | 注釈2 <u>パーソナルファイル:本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」についてより使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)</u> | ○パブコメ(91) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--|---|--|----------------------|
| 55 | (2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 (47頁) | <p>① 計画的・組織的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校では、<u>生徒の適性を十分に把握し、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、農福連携等を活用したなど職域の拡大により、進路希望の実現に取り組みます。(後略)</u> | <p>① 計画的・組織的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校では、<u>生徒の適性や希望に応じた進路を実現するため、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとおした職域の拡大に取り組みます。(後略)</u> | ○記載内容の充実 |
| 56 | (2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 (48頁) | <p>② 安全・安心・健康な生活を送るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を活用したケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。 | <p>② 安全・安心・健康な生活を送るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に基づくケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。また、<u>小中学校にも医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍していることから、市町等教育委員会と連携して、医療的ケアの実施状況を把握するとともに、ケアに関わる看護師等に対して必要な情報提供や研修機会の提供に取り組みます。</u> | ○パブコメ(94) |
| 57 | (2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 (48頁) | <p>③ 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。 | <p>③ 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、<u>子どもたちや保護者の希望を聞きながら、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れ、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校における各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。</u> | ○子どもの意見 ○パブコメ(95) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--|--|--|-----------------------|
| 58 | (2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 (48頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数 | 数値目標(指標の説明) ※ 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 59 | 基本施策4 安全で安心な学びの場づくり (50頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>公立小学校5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合</u> | 数値目標(指標の説明) ※ 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした <u>公立小中学生および県立高校生</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 60 | (1)いじめや暴力のない学校づくり (53頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件(認知後少なくとも3か月経過)を満たすものの割合(<u>文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」</u>) | 数値目標(指標の説明) ※ 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件(認知後少なくとも3か月経過)を満たすものの割合(<u>三重県教育委員会調べ</u>) | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 61 | (3)子どもたちの安全・安心の確保 (57頁) | 現状と課題 ② 近年、子どもたちが <u>予期せぬ交通事故に巻き込まれたり、突然の不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。</u> 子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。 | 現状と課題 ② 近年、子どもたちが <u>集団で移動中に突然の交通事故の犠牲となったり、不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。</u> 次代を担う子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 62 | (3)子どもたちの安全・安心の確保 (57頁) | 現状と課題 ③ 依然としてなくなる <u>飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着に取り組む必要があります。</u> | 現状と課題 ③ 依然としてなくなる <u>飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着等に取り組む必要があります。</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|---------------------------|--|--|---------------------------|
| 63 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (57頁) | 現状と課題 ⑤ スマートフォンや有害な図書等を通じて得られる有害情報から青少年を保護する必要があります。 | 現状と課題 ⑤ インターネットや有害な図書等を通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、青少年を保護する必要があります。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 64 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進 ・ 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官による警戒・パトロールを行うとともに、「ながら見守り」を推進します。また、「子ども110番の家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、さらなる登下校時の安全確保に取り組みます。 | ① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進 ・ 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化を図るとともに、「ながら見守り」を推進します。また、「子ども110番の家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、さらなる通学路等の安全確保に取り組みます。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 65 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進 ・ 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、県と県民の皆さん、事業者等、さまざまな主体の協創による防犯・交通安全等の啓発活動や支援事業を促進します。 | ① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進 ・ 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 66 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「交通安全マップ」を活用するなど、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。 | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体等の専門家による講習会や自転車の安全点検の実施、「交通安全マップ」の活用など、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|---------------------------|---|--|---------------------------|
| 67 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたち自身に身につくよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じた紙芝居や演劇、ロールプレイ等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。 | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 68 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会等を実施します。 | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会・不審者侵入対応訓練等を実施します。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 69 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (58頁) | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」をふまえ、子どもたちを対象に発達段階に応じた飲酒運転防止のための教育を実施します。 | ② 交通安全教育・防犯教育の推進 ・ 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて飲酒運転の危険性や被害の重大さ等への認識を高める教育を実施します。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 70 | (3)子どもたちの安全・安心確保 (59頁) | ③ 児童虐待の防止 ・ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。(後略) | ③ 児童虐待の防止 ・ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。(後略) | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|----------------------------|---|---|---------------------------|
| 71 | (3)子どもたちの安全・安心の確保 (59頁) | ④ 青少年の健全育成 ・ 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、 <u>青少年総合支援専門員による携帯電話販売店や有害図書販売店等への立ち入り調査を行います。</u> | ④ 青少年の健全育成 ・ 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、 <u>携帯電話販売店や図書販売店等への立ち入り調査を行います。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 72 | (3)子どもたちの安全・安心の確保 (59頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>学校における防犯教室等を支援するとともに、通学路の見守りボランティアを行うスクールガード(学校安全ボランティア)の養成や指導・助言等を行うスクールガード・リーダーの登録者数</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>通学路の見守りボランティアを行うスクールガード(学校安全ボランティア)の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数</u> | ○第三次行動計画との整合 |
| 73 | (4)不登校児童生徒への支援 (62頁) | ② 多様で適切な <u>不登校支援の促進</u> | ② 多様で適切な <u>不登校児童生徒への支援の促進</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 74 | (4)不登校児童生徒への支援 (62頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>校内のスクールカウンセラーや校外の教育支援センター等に相談したり、指導等を受けたことのある小・中・高等学校における不登校児童生徒の割合(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>校内のスクールカウンセラー、や、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合(三重県教育委員会調べ)</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-------------------------------|--|---|-----------------------|
| 75 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (63頁) | 現状と課題 ⑦ <u>里親や児童養護施設等の社会的養護のもとで生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携強化を図っていく必要があります。</u> | 現状と課題 ⑦ <u>里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 76 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (65頁) | | ⑤ <u>義務教育未修了者等への支援</u> ・ <u>義務教育未修了者など学びを必要とする人を支援するため、夜間中学を含めた多様な学びの場で教育を受ける機会の確保について検討します。</u> | ○第三次行動計画、教育施策大綱との整合 |
| 77 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (65頁) | ⑤ <u>社会的養護が必要な子どもたちへの支援</u> ・ <u>教職員等に対し、里親や児童養護施設のもとで生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。(後略)</u> | ⑥ <u>社会的養護が必要な子どもたちへの支援</u> ・ <u>教職員等に対し、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。(後略)</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 78 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (65頁) | 数値目標(指標) <u>生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率</u> | 数値目標(指標) <u>生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数</u> | ○県子どもの貧困対策計画との整合 |
| 79 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (65頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>生活保護世帯に属する生徒であって、中学校を卒業した翌年度に高等学校等に入学した者の割合(厚生労働省「就労支援等の状況調査」)</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数(三重県調べ)</u> | ○県子どもの貧困対策計画との整合 |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-------------------------------------|---|---|-----------------------|
| 80 | (5)学びのセーフティネット・学びの継続 (65頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合(文部科学省「 <u>児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査</u> 」) | 数値目標(指標の説明) ※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合(<u>三重県教育委員会調べ</u>) | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 81 | (6)学校施設の充実 (68頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>本年度に県立学校施設の長寿命化計画を策定する予定であり、その計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 82 | 基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり (70頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校の割合</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合(文部科学省「<u>コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査</u>」)</u> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 83 | (1)地域とともにある学校づくり (72頁) | 数値目標(指標) 家庭や地域と一体となった教育活動が行われている <u>学校</u> の割合 | 数値目標(指標) 家庭や地域と一体となった教育活動が行われている <u>小中学校</u> の割合 | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 84 | (3)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (75頁) | 現状と課題 ② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定しました。 | 現状と課題 ② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、 <u>研修を実施する必要があります。</u> | ○パブコメ(120) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|--|---|---|---------------------------|
| 85 | (3)教職員の 資質向上とコ ンプライアン スの推進 (77頁) | <p>⑧ 不祥事0(ゼロ)およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30(2018)年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事0(ゼロ)に向け取り組みます。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事0(ゼロ)に向けたより一層の取組を進めます。 不祥事0(ゼロ)およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。 | <p>⑧ 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30(2018)年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事根絶に向け取り組みます。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けたより一層の取組を進めます。 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 86 | (3)教職員の 資質向上とコ ンプライアン スの推進 (78頁) | <p>数値目標(指標の説明)</p> <p>※ 「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした<u>児童生徒の割合</u></p> | <p>数値目標(指標の説明)</p> <p>※ 「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした<u>公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)</u></p> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|---|--|---|-------------------------------|
| 87 | (3)教職員の 資質向上とコ ンプライアン スの推進 (78 頁) | 数値目標(指標の説明) ※ 組織マネジメントシート(教育 委員会事務局)、学校マネジ メントシートまたは行動計画 (県立学校)、学校経営の改 革方針等(小中学校等)にお いて掲げたコンプライアンスに 係る目標について、年度末時 点で「達成済み」となった割合 | 数値目標(指標の説明) ※ 組織マネジメントシート(教育 委員会事務局)、学校マネジ メントシートまたは行動計画 (県立学校)、学校経営の改 革方針等(小中学校等)にお いて掲げたコンプライアンスに 係る目標について、年度末時 点で「達成済み」となった割合 (<u>三重県教育委員会調べ</u>) | ○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正) |
| 88 | (4)学校にお ける働き方 改革の推進 (79 頁) | 現状と課題 ② 本県ではこれまで、総勤務 時間の縮減に向けて制度の 改善や県全体で統一した目 標の設定などの取組を進めて きましたが、本県の教職員の 勤務状況は、全国と同じく、月 45 時間を超える時間外労働 に従事する者が少ない状 況です。 | 現状と課題 ② 本県ではこれまで、総勤務 時間の縮減に向けて制度の 改善や県全体で統一した目 標の設定などの取組を進めて きましたが、本県の教職員の 勤務状況は、全国と同様に、 月 45 時間を超える時間外労 働に従事する者が少ない 状況です。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正) |
| 89 | (4)学校にお ける働き方 改革の推進 (79 頁) | 現状と課題 ③ (前略) また、 <u>国は、学校及び教員が 担ってきた業務を整理しており、 これらの業務の役割分担及び 適正化を着実に実行するため には、地域や保護者の理解や支 援を得る必要があります。</u> | 現状と課題 ③ (前略) また、 <u>これまで、学校及び教員 が担ってきた業務について、国 が示した業務の整理をふまえ、 その役割分担及び適正化を着 実に実行するためには、地域や 保護者の理解や支援を得る必 要があります。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正) |
| 90 | (4)学校にお ける働き方 改革の推進 (80 頁) | ① 時間外労働時間削減に向 けた取組 ・ 時間外労働時間の削減のた めに、学校及び教職員が担う 業務の明確化・適正化を進 めるとともに、 <u>調査・会議等</u> の見直し、ICTを活用した教材 のデータベース化の推進など に取り組みます。 | ① 時間外労働時間削減に向 けた取組 ・ 時間外労働時間の削減のた めに、学校及び教職員が担う業 務の明確化・適正化を進めると ともに、 <u>調査・会議・研修等</u> の見 直し、ICTを活用した教材のデ ータベース化の推進などに取 り組みます。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現へ の修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|----------------------------|--|---|-----------------------|
| 91 | (4)学校における働き方改革の推進 (80頁) | <p>③ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組</p> <p>・ 平成31年3月に策定した「<u>三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策</u>」に基づき、障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組めます。</p> | <p>③ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組</p> <p>・ 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組めます。</p> | ○記述内容の精査(より適切な表現への修正) |
| 92 | (4)学校における働き方改革の推進 (81頁) | <p>数値目標(指標)</p> <p><u>教職員の負担軽減が進むことで教育の充実が図られた学校の割合</u></p> | <p>数値目標(指標)</p> <p><u>教職員の満足度</u></p> | ○パブコメ(134) |
| 93 | (4)学校における働き方改革の推進 (81頁) | <p>数値目標(指標の説明)</p> <p>※ <u>学校における働き方改革に取り組むことで、教職員の子どもに向き合う時間が増加するなど効果的な教育活動につながっている、と回答した学校の割合</u></p> | <p>数値目標(指標の説明)</p> <p>※ <u>教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における満足度の合計点</u></p> | ○パブコメ(134) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|-----------------------|--|---|---------------------------|
| 94 | (5)家庭の教育力の向上 (83頁) | 現状と課題 ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行、共働き家庭の増加をはじめとする近年の環境変化の中で、家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みや不安を持つ保護者が増加しています。 | 現状と課題 ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や核家族化など家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者が増加しています。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 95 | (5)家庭の教育力の向上 (83頁) | 現状と課題 ④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、 <u>男性の育児参画について、仕組みづくりとともに、社会全体で意識を高め</u> ていく必要があります。 | 現状と課題 ④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、 <u>男性の育児参画の大切さについて、社会全体で意識を高め</u> ていく必要があります。 | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 96 | (5)家庭の教育力の向上 (83頁) | ① 保護者と子どもの学びの応援 ・ 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「 <u>生き抜いていく力</u> 」を育む <u>野外体験保育の普及を進めます。</u> | ① 保護者と子どもの学びの応援 ・ 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「 <u>生き抜いていく力</u> 」を育む <u>野外体験保育の普及啓発を、市町や関係機関と連携して進めます。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |
| 97 | (5)家庭の教育力の向上 (83頁) | ④ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 ・ 家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、 <u>地域人材を養成することで、企業や地域といった社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。</u> | ④ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 ・ 家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、 <u>地域人材を養成することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。</u> | ○記述内容の精査 (より適切な表現への修正) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|-----|---------------------------|--|--|--------------|
| 98 | (5)家庭の教育力の向上 (84頁) | ④ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 ・ 企業や関係団体と連携して、男性を対象に、子育てに関して家庭においてできることを男性自身が考える場づくりを促進します。 | ④ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 ・ 企業や関係団体と連携して、男性を対象に、子育てに関して積極的な育児への参画を促す場づくりを促進します。 | ○パブコメ(137) |
| 99 | (5)家庭の教育力の向上 (84頁) | 数値目標(指標の説明) ※ <u>子育てに関するテーマについて、親同士が様々な悩みや思いを語り合いながら、気づきを得たり、学んだりできるワークショップである「みえの親スマイルワーク」を、県が関わって実施した市町の数</u> | 数値目標(指標の説明) ※ <u>申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数</u> | ○第三次行動計画との整合 |
| 100 | 教育ビジョンの実現に向けて (89～90頁) | 2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて (前略)保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。 <u>それぞれが期待される役割は次のとおりです。</u> ●「家庭」の役割 家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育む役割があります。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合う役割があります。 | 2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて (前略)保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。 <u>学校、行政の役割、家庭や地域、企業等に期待される役割は次のとおりです。</u> ●「家庭」の役割 家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。 | ○パブコメ(141) |

| No | 施策名等 | 中間案(旧) | 中間案(修正版)(新) | 備考 |
|----|------|---|--|----|
| | | <p>● 「地域」の役割 地域の方々やNPO等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出する役割があります。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支える役割があります。</p> <p>● 「企業等」の役割 企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を活かした教育活動への参画が求められます。また、子育てを支援する職場づくりや障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面からの教育施策への協力・貢献が求められます。</p> <p>● 行政の役割 (略)</p> <p>● 県と市町の役割分担 市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たす役割があります。(後略)</p> | <p>● 「地域」の役割 地域の方々やNPO等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出します。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。</p> <p>● 「企業等」の役割 企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を活かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなどの教育環境の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面からの教育施策に協力・貢献します。</p> <p>● 行政の役割 (略)</p> <p>● 県と市町の役割分担 市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。(後略)</p> | |